（法第九条の五第四項の同意の撤回）

第二十一条の十八　法第九条の五第五項の規定による同条第四項の同意の撤回は、その旨、その年月日及び次条各号に掲げる事情に係る事実を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

2　第七条第二項から第六項（第四項第二号を除く。）までの規定は、前項の撤回について準用する。

3　事業主は、第一項の撤回があったときは、当該撤回をした労働者に対して、次条各号に掲げる事情に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第九条の五第五項の厚生労働省令で定める特別の事情）

第二十一条の十九　法第九条の五第五項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一　出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡

二　前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。

三　婚姻の解消その他の事情により第一号に規定する配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。

四　出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

（法第九条の五第六項第一号の厚生労働省令で定める事由）

第二十一条の二十　第二十一条の十四の規定は、法第九条の五第六項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え）

第二十二条　法第九条の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第二項	前項	前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第六項	第一項、第三項	第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	（削る）	（削る）
	第三項の厚生労働省令	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の厚生労働省令
第五条第六項第一号	第三項の規定	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定
	同項	第五条第三項
（新設）		

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え）

第二十二条　法第九条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第六項	第一項	第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	、第三項及び第四項	及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）